

佐久圏域 大規模氾濫減災協議会 規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「佐久圏域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して佐久圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表-1の職にある者をもって構成する。（代理出席も可とする）

- 2 別表-2にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会の会長は長野県佐久建設事務所長をもって充て、代表して会務を統括する。また、会長は協議会を招集し、会議では議長となる。
- 4 協議会の運営、進行は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の対象河川）

第4条 協議会は、佐久圏域における一級河川を対象とする。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に河川の合同巡視等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として情報機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、長野県佐久建設事務所に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成30年1月30日から施行する。

佐久圏域大規模氾濫減災協議会構成員

別表-1

機 関 名	代表者（構成員）
小諸市	市 長
佐久市	市 長
御代田町	町 長
軽井沢町	町 長
立科町	町 長
佐久穂町	町 長
小海町	町 長
北相木村	村 長
南相木村	村 長
南牧村	村 長
川上村	村 長
佐久広域連合消防本部	消 防 長
小諸警察署	署 長
佐久警察署	署 長
軽井沢警察署	署 長
佐久地域振興局	局 長
佐久保健福祉事務所	所 長
佐久建設事務所	所 長

別表-2

機 関 名
(アドバイザー) 国土交通省 北陸地方整備局 千曲川河川事務所 長野地方気象台 長野県危機管理防災課 長野県河川課